

国内希少野生動植物種の提案制度について

1. 背景

- 平成 25 年の種の保存法改正法時の附帯決議で『保全戦略』に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること」が求められたことを踏まえ、国内希少野生動植物種として指定又は解除すべき対象等について広く国民から提案を受け付けるため、平成 26 年 4 月策定の「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に提案制度を位置づけた。
- 平成 25 年の附帯決議で「希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること」も求められたことから、平成 29 年の法改正において、提案の募集を法律に位置付けた。

2. 制度の概要

<平成 26 年度～平成 30 年>

- 平成 26 年 9 月より、環境省のホームページにて提案の募集を開始。
- 各年度 11 月末までに受け付けた提案を翌年度に検討。
- 選定検討会（非公開）で、提案種の指定の適否を検討。さらに、提案種のうち指定した種数や指定不要と考えられる種数等を中環審自然環境部会野生生物小委員会で報告。

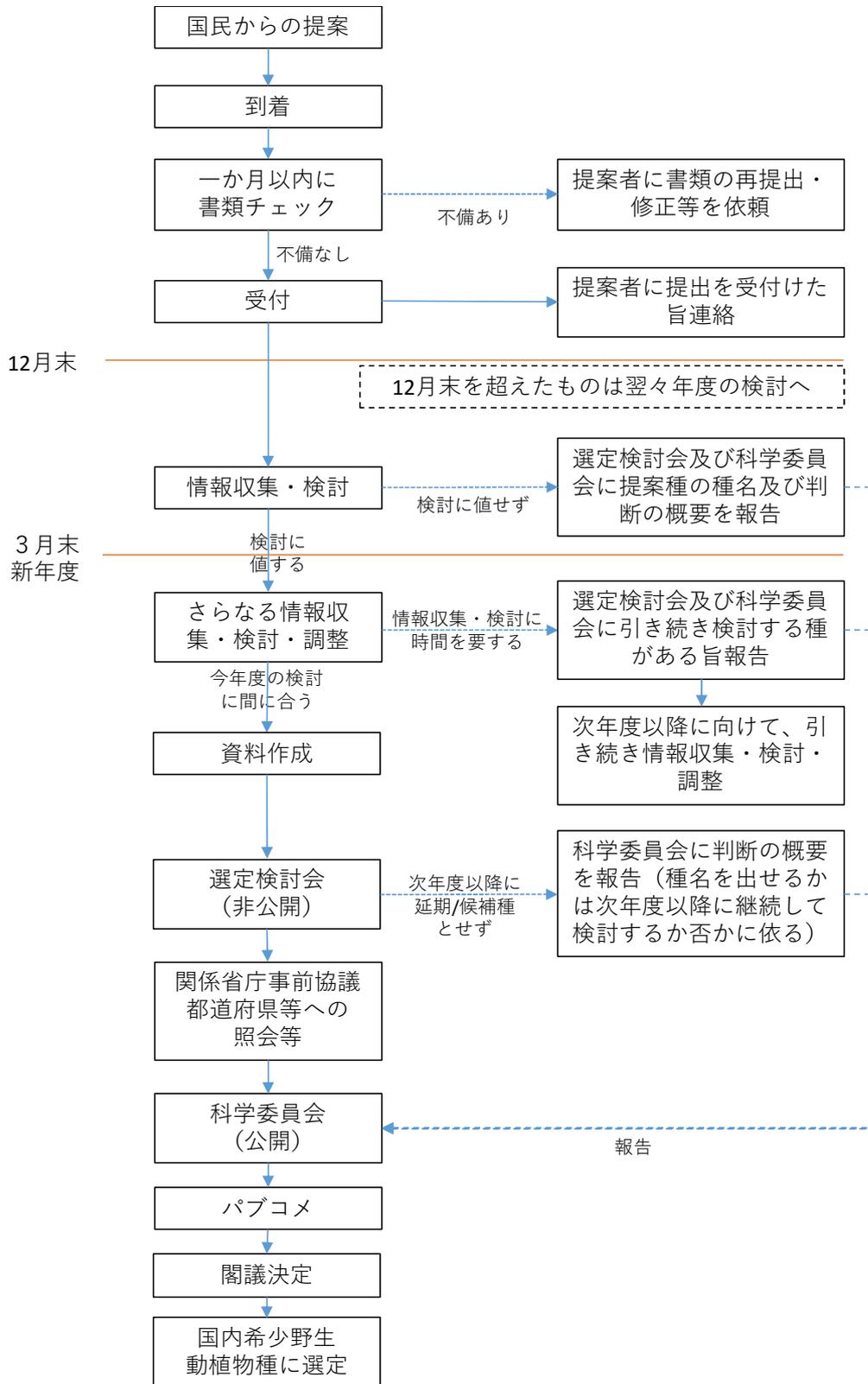
<平成 31 年～>

- 法改正に伴い変更した施行規則や基本方針に沿って、提案の募集の実施方法を一部変更（①「新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策」の項目追加、②特定第一種への変更などカテゴリー変更の提案追加）し、平成 30 年 12 月に開催した科学委員会に変更内容を諮った上で、平成 30 年度の提案の募集を実施。
- これまでの提案募集制度を踏襲し、環境省のウェブサイトにおいて募集。
- 各年度 12 月末までに受け付けた提案を翌年度に検討。
- ただし、平成 30 年度提案分については、科学委員会を 12 月下旬に開催したことから、平成 31 年 2 月末までに到着した提案について本年度に検討し、本会議の資料としてとりまとめた。
- 検討結果を選定検討会に提示し、選定検討会において検討の上、その結果概要を科学委員会に提示し、意見を聴取する。
(本年度分は 9 月の検討会で意見聴取し、方針について了解された。)

3. 選定検討の流れ

- 国民からの提案の選定検討の流れは以下のフローの通り。

<国民からの提案種の選定検討の流れ>



4. これまでに提出のあった国民からの提案種への対応について（案）

（1）平成31年以降に受理した提案

- ・平成31年1月～2月には計19種について延べ21件の提案があった。このうち4種については今年度の指定を検討。1種については絶滅のおそれの低いことから現時点では指定しない方針。残り14種については引き続き検討。
- ・種ごとの指定状況及び今後の対応方針案は表1のとおり。

表1 国内希少野生動植物種の選定に関する国民からの提案と対応方針案（平成31年1月～平成31年2月末）

分類群	和名	RL カテゴリ	指定 変更	指定カテゴリ	指定状況及び今後の指定検討方針
哺乳類	A	CR	指定	特定第一種	国の天然記念物及び鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
鳥類	A	VU	指定	国内希少種	鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。現状では絶滅のおそれが比較的低いことから、保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	A	VU	指定	特定第二種	
爬虫類	A	VU	指定	特定第二種	特定第二種については今後の指定方針について検討中。その結果を踏まえ、規制効果や保全効果を考慮し、今後指定の可否を検討予定。本種は外来種との識別が困難であることが課題。
	B	VU	指定	特定第二種	
	リュウキュウヤマガメ	VU	指定	特定第二種	今年度指定する方向で検討中（ただし、密猟監視の実効性を高めるため特定第二種ではない国内希少野生動植物種として指定予定）
	サキシマカナヘビ	VU	指定	特定第二種	今年度指定する方向で検討中（ただし、密猟監視の実効性を高めるため特定第二種ではない国内希少野生動植物種として指定予定）
	アオカナヘビ	LP	指定	特定第二種	絶滅するおそれが低いことから、現段階では、指定を行わない。
魚類	A	VU	指定	特定第二種	特定第二種については今後の指定方針について検討中。その結果を踏まえ、規制効果や保全効果を考慮し、今後指定の可否を検討予定。
	B	EN	指定	特定第二種	特定第二種については今後の指定方針について検討中。その結果を踏まえ、規制効果や保全効果を考慮し、今後指定の可否を検討予定。
	セボシタビラ	CR	指定	国内希少種	今年度指定する方向で検討中
	C	CR	指定	特定第二種	特定第二種については今後の指定方針について検討中。その結果を踏まえ、規制効果や保全効果を考慮し、今後指定の可否を検討予定。

分類群	和名	RL カテゴリ	指定 変更	指定カテゴリ	指定状況及び今後の指定検討方針
	カワバタモロコ	EN	指定	特定第二種	今年度指定する方向で検討中
	D	EN	指定	特定第二種	特定第二種については今後の指定方針について検討中。その結果を踏まえ、規制効果や保全効果を考慮し、今後指定の可否を検討予定。漁業対象種かつ流通量も多いため、慎重な検討が必要。
貝類	A	EN	指定	国内希少種	従前より生息状況や流通状況等の情報を収集しており、継続して検討。
維管束植物	A	CR	変更	特定第一種	特定第一種国内希少野生動植物種としての要件を満たすかどうか更に情報収集を進めた上で、指定の可否について順次検討予定。
	B	CR	変更	特定第一種	
	C	CR	変更	特定第一種	
	D	CR	変更	特定第一種	
	E	VU	変更	特定第一種	

(2) 平成 26 年度～平成 30 年に受理した提案

- ・提案募集を開始した平成 26 年度から平成 30 年までに計 49 種について延べ 60 件の提案を受理。うち 18 種は既に国内希少野生動植物種に指定済（令和元年 12 月時点）。3 種については今年度の指定を検討。残る 27 種のうち 7 種は絶滅のおそれが高いことから現時点では指定しない方針としており、それ以外の 20 種については引き続き検討。
- ・種ごとの指定状況及び今後の検討方針案は表 2 のとおり。

表 2 国内希少野生動植物種の選定に関する国民からの提案一覧
(平成 26 年度～平成 30 年 12 月)

分類群	和名	RL カテゴリ	指定状況及び今後の指定検討方針
哺乳類	オキナワトゲネズミ	CR	H28.3 指定済
	アマミトゲネズミ	EN	H28.3 指定済
	トクノシマトゲネズミ	EN	H28.3 指定済
	ケナガネズミ	EN	H28.3 指定済
	A	CR	国の天然記念物及び鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
鳥類	シマアオジ	CR	H30.1 指定済
	チュウヒ	EN	H30.1 指定済
	アカコッコ	EN	今年度指定する方向で検討中
	A	VU	鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。現状では絶滅のおそれが比較的低いことから、保全
	B	VU	

分類群	和名	RL カテゴリ	指定状況及び今後の指定検討方針
	C	VU	対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	D	VU	
爬虫類	ミヤコカナヘビ	CR	H28.3 指定済
	クロイトカゲモドキ	VU	H27.5 指定済
	リュウキュウヤマガメ	VU	今年度指定する方向で検討中
	A	VU	流通状況等を踏まえて指定の優先度を検討の上、優先度に沿って順次指定を検討していく予定。
	B	VU	流通状況等を踏まえて指定の優先度を検討の上、分類学的課題のない場合は優先度に沿って順次指定を検討していく予定。
	C	VU	流通状況等を踏まえて指定の優先度を検討の上、分類学的課題のない場合は優先度に沿って順次指定を検討していく予定。
	ニホンイシガメ	NT	絶滅するおそれが高いことから、現段階では、指定を行わない。
両生類	アmaksasanシウウオ	CR	H27.12 指定済
	ツクバハコネサンシウウオ	CR	H27.12 指定済
魚類	A	EN	小川や水路等の身近な自然に生息しており、各地で保全活動が行われていることから、捕獲規制による活動への影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。
昆虫類	アカハネバッタ	CR	H28.3 指定済
	アサマジミ北海道亜種	CR	H28.3 指定済
	ウスイロヒョウモンモドキ	CR	H28.3 指定済
	ゴマジミ中部亜種	CR	H28.3 指定済
	ツシマウラボシシジミ	CR	H29.1 指定済
	ヒメチャマダラセセリ	CR	H30.1 指定済
	A	CR	生息地の一部で県条例により捕獲等が規制されていることから、全国的な捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、大量に現存する標本の譲渡の扱いや指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	B	EN	捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、大量に現存する標本の譲渡の扱いや指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	C	EN	捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、大量に現存する標本の譲渡の扱いや指定による保全効果を考慮し、継続して検討。

分類群	和名	RL カテゴリ	指定状況及び今後の指定検討方針
	D	EN	生息地の一部で県条例により捕獲等が規制されており、また生息地での保全活動も実施されていることから、流通規制の必要性を検討するとともに、全国的な捕獲規制による保全活動への影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。なお、大量に現存する標本の譲渡の扱いについても考慮する必要がある。
	E	EN	生息地の一部で県条例により捕獲等が規制されており、また生息地での保全活動も実施されていることから、流通規制の必要性を検討するとともに、全国的な捕獲規制による活動への影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。なお、大量に現存する標本の譲渡の扱いについても考慮する必要がある。
	トワダオオカ	－(県RLにのみ掲載)	絶滅のおそれが高いことから、現段階では、指定を行わない。
(その他無脊椎動物) (海域・サンゴ類)	オガサワラヌマエビ	CR+EN	H31.2 指定済
	アオサンゴ	－	絶滅のおそれが高いことから、現段階では、指定を行わない。
	アカサンゴ	NT	絶滅のおそれが高いことから、現段階では、指定を行わない。
	モモイロサンゴ	NT	
	シロサンゴ	NT	
維管束植物	タケシマシシウド	－(県RLにのみ掲載)	絶滅のおそれが高いことから、現段階では、指定を行わない。
	A	EW	現時点では野生絶滅しているため、指定を行わない。
	B	CR	水田や畦、休耕田等に生育する。生育地の維持のために耕起や除草等、生きた個体の損傷を伴う管理行為が必要であり、国内希少野生動植物種に馴染みにくい。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	C	EN	国立公園指定植物に指定。水田雑草であり、維持のために耕起や除草等の生きた個体の損傷等を伴う管理行為が必要であり、国内希少野生動植物種に馴染みにくい。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	D	EN	自生地が国指定及び市町村指定の天然記念物に指定されており、指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	E	EN	国立公園指定植物に指定されている。一部の個体群が、私有地の芝地に生育していることから、慎重な検討が必要。
	シマキンレイカ	CR	H28.3 指定済
	F	VU	一部の県においては県条例に指定されている。現状では絶滅のおそれが比較的低いことから、保全対策

分類群	和名	RL カテゴリ	指定状況及び今後の指定検討方針
			の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	G	EN	林床に生育する植物で、現在、個体数の減少が起きているほか、残った個体も小型のものが多くなっている状況。シカによる採食を受けているものと推察されている。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	アマミチャルメルソウ	—	今年度、指定を行う方向で検討中。